



参考資料

元文科初第1585号

令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官

藤原 誠



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省としても、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。), 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。), 特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては, 本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間, 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いいたします。

なお, 臨時休業の期間や形態については, 地域や学校の実情を踏まえ, 各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際, 卒業式などを実施する場合には, 感染防止のための措置を講じたり, 必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として, 下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ, 人の集まる場所等への外出を避け, 基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても, 咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって, 学習に著しい遅れが生じることのないよう, 可能な限り, 家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって, 弾力的に対処し, その進級, 進学等に不利益が生じないように配慮すること。なお, このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は, そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり, 文部科学省としては, 公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえ行うこととしており, 必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

- 6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等により教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

- 7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒（以下「幼児児童生徒」という。）には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

- 8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第2報）」（令和2年2月19日事務連絡）を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないように、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること

初等中等教育局 財務課（内2038）

○公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

初等中等教育局 財務課（内2588）

○障害のある幼児児童生徒に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）

○高等学校等の入学者選抜に関すること

初等中等教育局 児童生徒課（内3291）

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

事務連絡
令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校
及び特別支援学校等における臨時休業に伴う教育課程関係の
参考情報について（2月28日時点）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月28日付け文部科学事務次官通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」（別添参考資料）において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業等について通知したところですが、このことに伴う検討に資するよう、下記のとおり教育課程関係で参考となる情報についてまとめましたので、お送りいたします。

なお、これらの情報については、令和2年2月28日時点のものであり、今後の状況に鑑み更新の可能性もあり得る旨、申し添えます。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、所管の附属学校に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における臨時休業に伴う教育課程に関するQ&Aについて

一般の臨時休業に伴い、授業時数の扱い、各学年の課程の修了や卒業の認定など、教育課程関係のQ&Aをまとめました。【別紙1】

各設置者及び学校におかれては、必要に応じて参考にさせていただきますようお願いいたします。

2. 臨時休業期間における各教科等の家庭学習の工夫について

臨時休業期間においては、児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、各設置者及び学校において、学校及び児童生徒の実態等を踏まえ、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるようお願いいたします。例えば、家庭学習に有益適切である教科書の活用をはじめとする家庭学習の在り方について検討し、児童生徒及び保護者等に提示するなどして、児童生徒が宿題や予習・復習などの家庭学習を行うことができるよう、対応を検討、工夫いただきますようお願いいたします。特別支援学校等においても、障害のある児童生徒の教育課程に応じて、対応を検討、工夫いただきますようお願いいたします。

なお、各設置者及び学校における検討の参考までに、臨時休業期間における各教科等の家庭学習の工夫及び教材例についてお示しします。【別紙2】

また、家庭学習を行う際にインターネット等のICTを活用することも考えられますが、情報モラルの観点についてもご留意いただくようお願いいたします。また、家庭学習以外にも児童生徒がインターネット等の情報に多く触れることが考えられるため、児童生徒の実態に応じて、参考2を活用するなどして、改めて情報モラルの必要性等について周知することも検討いただくようお願いいたします。

以上

(参考1) 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

(参考2) 文部科学省ホームページ「ちょっと待って！スマホ時代のキミたちへ～スマホやネットばかりになっていない？～2020年版」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm

<本件連絡先>

(事務連絡全般について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課
教育課程企画室

TEL : 03-5253-4111

(内線 : 2367)

(2のうち情報モラルについて)

文部科学省初等中等教育局情報教育・外国語教育課
情報教育振興室

TEL : 03-5253-4111

(内線 : 2702)

令和2年2月28日時点

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び
特別支援学校等における臨時休業に伴う教育課程に関するQ&A

Q1 臨時休業に伴い、今年度中に実施できる授業時数が標準授業時数を下回ってしまうことが見込まれるが、どうすればよいか。

A

1. 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合において、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされません。
2. その場合には、
 - ・児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、臨時休業期間中において家庭学習を適切に課したり、臨時休業終了後には補充のための授業や補習を行ったりするなど配慮すること
 - ・児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮することなどに留意いただくようお願いいたします。

Q2 実施した授業時数が標準授業時数を下回っていても、各学年の課程の修了や卒業を認定してもよいのか。

A

1. Q1で述べたとおり、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行った場合において、学校教育法施行規則等に定める標準授業時数を下回った場合においても、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされません。
2. 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、児童生徒の平素の成績を評価して行うこととなっており、総合的に判断いただくものです。
3. 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮いただくようお願いいたします。

Q3 卒業を迎える学年の児童生徒に、3月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合においても、当該児童生徒の卒業を認定しても問題はないのか。

A

1. 卒業の認定に当たっては、児童生徒の平素の成績を評価して行うこととなっています。
2. 今般の臨時休業に伴い、卒業を迎える学年の児童生徒が授業を十分受けることができなかった場合であっても、児童生徒の卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進学等に不利益が生じないよう配慮いただくようお願いいたします。

Q4 卒業を迎える学年の児童生徒に、3月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合、どのような対応が考えられるか。

A

1. 今般の臨時休業に伴い、卒業を迎える学年の児童生徒が授業を十分受けることができなかった場合には、必要に応じ、進学先の学校に当該児童生徒の学習状況を共有いただくようお願いいたします。
2. また、進学先の学校においては、共有された情報を踏まえて必要に応じて補充的な学習などの個に応じた指導を行う等の配慮が考えられます。
3. なお、臨時休業期間における各教科等の家庭学習の工夫及び教材例については、別紙2を参照してください。

Q5 卒業を迎える学年以外の児童生徒に、3月末までに指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合に、次学年の授業時数の中で、前学年の未指導分の授業を行うことは可能か。

A

1. 今般の臨時休業に伴い、卒業を迎える学年以外の児童生徒が授業を十分受けることができなかった場合には、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要に応じて、次年度に補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行うことも考えられます。
2. その場合において、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもなく、各学校において弾力的に対処いただくことが可能です。

Q 6 臨時休業期間において、指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。

A

1. 平成 22 年 5 月 11 日の通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」に示す通り、学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業の措置を行った場合には、授業日数には含まないものとして記録を行うようにしてください。

Q 7 臨時休業期間中に実施した家庭学習の内容を学年末の学習評価に反映してよいか。

A

1. 学習評価を行うに当たっては、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握し、総合的に判断することが重要であり、臨時休業期間中の家庭学習の成果を適切に加味することは考えられます。

Q 8 通知表については、渡すのが 4 月以降になってしまってもかまわないか。

A

1. そもそも通知表は法令上の作成義務はなく、実態として各学校で作成しているものです。
2. このため、通知表の作成・交付を今年度中に行う義務はなく、児童生徒や保護者等に渡すのが 4 月以降になっても問題ありません。

Q 9 卒業式を中止した場合に、教育課程上はどのように補えばよいか。

A

1. 一般的に、卒業式は、学習指導要領の特別活動に定める「儀式的行事」の一環として実施されているものと承知しています。
2. 学習指導要領上、この「儀式的行事」は、
 - ・学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにすること
 - ・小・中学校においては、いずれの学年においても実施することを求めています、その具体的な内容については定めておりません。
3. このため、例えば、始業式や終業式等の他の儀式的行事を学習指導要領の趣旨に沿って既に行っている場合には、臨時休業等のやむを得ない事情により卒業式を行わなかったとしても、学習指導要領の定めには反するものではありません。

Q 10 卒業式を中止した場合に、卒業証書の授与についてはどうすればよいか。

A

1. 学校教育法施行規則の規定に基づき、各学校の校長は、全課程を修了したと認めた児童生徒には、卒業証書を授与することとされていますが、授与の具体的な方法については特段の定めはありません。
2. 従って、各学校において、状況に応じ適宜対応いただきたいと考えております。卒業する児童生徒が登校する機会がない場合などには、郵送で卒業証書を授与するといった方法も考えられます。

令和2年2月28日時点

臨時休業期間における各教科等の家庭学習の工夫及び教材例
(小学校)

【国語】

- 教科書に掲載されている教材を基本とし、例えば、教科書にある作品などを再読して感想を書いたり、教科書などにある語句の意味を調べたり漢字を練習したり、日常生活の中で関心のある事柄について意見文を書いたりする。
- このほか、例えば本や新聞、雑誌、各自治体が作成している教材や問題集、各学校で採用している補助教材の活用も考えられる。

【社会】

- 授業で学習した内容を教科書等で振り返り、さらに調べてみたいことなどについて教科書等で調べたり、ノートに書き加えたりする。また、教科書の今後学習する部分を読み、疑問に思ったことをノートにメモしたり、教科書等で調べたりする。
- このほか、各学校で採用している補助教材の活用も考えられる。

【算数】

- 児童の学習状況に応じて、教科書の復習問題や補充的な問題に取り組み、これまでの学習内容の習熟を図ったり、教科書の発展的な問題に取り組み、これまでの学習内容について理解を一層深めたりする。
- このほか、各学校で採用している補助教材の活用も考えられる。

【理科】

- 学習した内容や自分の学び方を教科書やノート等で振り返り、気付いたことや今後調べてみたいことをノート等にまとめるなどして、学習内容についての理解を深めたり、新たな問題を見いだしたりする。

【生活】

- 生活科の授業で学んだことを生かして、家の中にある身近な物を使って遊びをつくり出すなど、生活科の内容に即した学習を家庭で行ってみる。

【音楽】

- 教科書に掲載されている教材曲について、どのように歌ったり演奏したりするかを考え、家庭でできる範囲において実際に歌ったり、楽器で演奏したりする。

- 授業で鑑賞した音楽について、その音楽のよさを見だし、自分なりに感じたことや理解したことをノートにまとめてみる。その音楽を聴くことができる環境がある場合は、鑑賞したりする。

【図画工作】

- 表現については、これまでに学習した題材や教科書に載っている題材を家庭でできる範囲において表現してみる。また、家庭にある材料を使って表現してみる。
- 鑑賞については、これまでに作った自分の作品や教科書に載っている作品などを鑑賞し、造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などを感じ取り、自分の見方や感じ方を広げてみる。

【家庭】

- 授業で学習したこと（調理、生活に役立つ物の製作、掃除、整理・整頓、洗濯など）をもとに生活をよりよくなる家庭実践を考え実践したり、レポートとしてまとめたりする。

【体育】

- 体育については、授業で学習した内容で、家庭でも安全に行うことができる運動を行ってみる。（例：体を伸ばしたりほぐしたりする手軽な運動、リズムに乗って体を動かす運動、縄跳びなど用具を用いた運動、腕立て伏臥腕屈伸など力強い動きを高める運動 など）
 - 多様な動きをつくる運動（遊び）パンフレット（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/_icsFiles/afieldfile/2009/12/28/1247477_3.pdf
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/_icsFiles/afieldfile/2009/12/28/1247477_4.pdf
- 保健については、教科書等を使って、授業で学習した内容を振り返ってみる。
 - わたしの健康（小学校5年生用）（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506.htm

【特別の教科 道徳】

- 教科書や補助教材「私たちの道徳」を読んで、気付いたことや考えたことなどを記入したり、ノート等にまとめたりする。
 - 私たちの道徳（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/index.htm

【外国語活動】

○We Can!テキストを参考に、ワークシートに文字を書いたり、語句を書き写したり、例文を参考に自分の考えや気持ちを書いたりする。

- 新学習指導要領に対応した小学校外国語教育新教材について（文部科学省）（サンプルとの表示あり。誰でも利用可能。）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/123/houkoku/1382162.htm

- 小学校外国語・外国語活動 平成 30 年度使用新教材ダウンロード専用サイト（文部科学省）（IDとパスワードを付与された学校や教育委員会等のみが利用可能。）

<http://mext-next-kyozai.net/>

○えいごネット（英語教材等を掲載するポータルサイト）から、小・中・高等学校段階の、聞く・読む・話す・書くの各教材をダウンロードして活用を図る。

- えいごネット（（一財）英語教育協議会）

<http://www.eigo-net.jp/>

【総合的な学習の時間】

○学校で取り組んでいる課題を踏まえながら探究的な学習に取り組んだり、レポート等にまとめたりする。

【特別活動】

○毎日の生活や学習の目標や計画を立てて取り組み、規則正しい生活ができるようにする。

○家庭での役割について考え、自分が取り組むことを決めて実践する。

臨時休業期間における各教科等の家庭学習の工夫及び教材例
(中学校)

【国語】

- 教科書に掲載されている教材を基本とし、例えば、教科書にある作品などを再読して感想を書いたり、教科書などにある語句の意味を調べたり漢字を練習したり、日常生活の中で関心のある事柄について意見文を書いたりする。
- このほか、例えば本や新聞、雑誌、各自治体が作成している教材や問題集、各学校で採用している補助教材を教材として活用することも考えられる。

【社会】

- 授業で学習した内容を教科書等で振り返り、さらに調べてみたいことなどについて教科書等で調べたり、ノートに書き加えたりする。また、教科書の今後学習する部分を読み、疑問に思ったことをノートにメモしたり、教科書等で調べたりする。
- このほか、各学校で採用している補助教材の活用も考えられる。

【数学】

- 生徒の学習状況に応じて、教科書の復習問題や補充的な問題に取り組み、これまでの学習内容の習熟を図ったり、教科書の発展的な問題に取り組み、これまでの学習内容について理解を一層深めたりする。
- このほか、教科書以外に学校が配布する補助教材などの活用も考えられる。

【理科】

- 学習した内容や自分の学び方を教科書やノート等で振り返り、気付いたことや今後調べてみたいことをノート等にまとめるなどして、学習内容についての理解を深めたり、新たな問題を見いだしたりする。

【音楽】

- 授業で使用するために個人で購入した楽器がすでに家に持ち帰られており、音を出すことが可能な環境である場合は、任意の曲を選択し、授業での学びを生かして、自分なりに表現を工夫して演奏したり、演奏に対する感想をノートに書いたりする。
- 授業で鑑賞した音楽について、その音楽のよさや美しさなど、自分なりに感じたことや理解したことをノートにまとめたりする。その音楽を聴くことができる環境がある場合は、鑑賞したりする。また、自分のお気に入りの音楽について、その音楽のよさや美しさなどに触れながら、その音楽の推薦文を書いてみる。

【美術】

- 教科書に載っている題材を家庭でできる範囲において表現してみたり、身近な人物や動植物、ものなどをじかに見つめて、様々な視点から対象を捉えてスケッチを描いたりする。
- 教科書に載っている作品などを鑑賞し、作者の心情や表現の意図と工夫などについて考えたりしたことをまとめてみる。また、家庭内にある自然物やデザインなどの造形的な美しさなどを感じ取ったり、身の回りにある美術の働きについて考えたりしたことをまとめてみる。

【保健体育】

- 体育については、授業で学習した内容で、家庭でも安全に行うことができる運動を行ってみる（例：体を伸ばしたりほぐしたりする手軽な運動、リズムに乗って体を動かす運動、縄跳びなど用具を用いた運動、腕立て伏臥腕屈伸など力強い動きを高める運動 など）。また、オリンピック・パラリンピックを含め、スポーツの意義等について、教科書等を参考に考えたり、レポートにまとめたりする。

➢ 「体づくり運動」リーフレット（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/_icsFiles/afieldfile/2011/08/22/1306082_03.pdf

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/_icsFiles/afieldfile/2011/08/22/1306082_04.pdf

- 保健については、教科書等を使って、授業で学習した内容を振り返ってみる。

➢ かけがえのない自分、かけがえのない健康（中学生用）（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111804.htm

【技術・家庭】

（技術分野）

- 教科書を使って学習を振り返り、今後どのような技術を開発したらよいか考えたりノート等にまとめたりする。
- 来年度の学習内容について具体的なものをとりあげ、それがなぜ社会で広く活用されているのかについて自分なりに考えたりノート等にまとめたりする。
- 家庭で活用されている、食器、家具、電気製品などを一つ選び、そこにどのような工夫がされているのかについて教科書等を参考に考えたり、ノート等にまとめたりする。

（家庭分野）

- 「生活の課題と実践」として、食生活、衣生活、住生活、消費生活・環境等の

中から自分でテーマを決め、計画、実践、評価、改善する家庭実践を行ったり、ノート等にまとめたりする。

【外国語】

○教科書や中学校外国語教材「Bridge」（文部科学省作成）を活用して、英語の文章を読んだり、その内容理解のための問を解いたりする。

➤ 中学校外国語教材「Bridge」（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/gaikokugo/1414459_00002.htm

○えいごネット（英語教材等を掲載するポータルサイト）から、小・中・高等学校段階の、聞く・読む・話す・書くの各教材をダウンロードして活用を図る。

➤ えいごネット（（一財）英語教育協議会）

<http://www.eigo-net.jp/>

【特別の教科 道徳】

○教科書や補助教材「私たちの道徳」を読んで、気付いたことや考えたことなどを記入したり、ノート等にまとめたりする。

➤ 私たちの道徳（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/index.htm

【総合的な学習の時間】

○学校で取り組んでいる課題を踏まえながら探究的な学習に取り組んだり、レポート等にまとめたりする。

【特別活動】

○自ら生活や学習の目標や計画を立て、節度ある生活を送り、自己管理を行うようにする。

○家庭での役割について考え、自ら取り組むことを決めて実践する。

臨時休業期間における各教科等の家庭学習の工夫及び教材例
(高等学校)

1. 共通教科・科目等

【国語】

- 教科書に掲載されている教材を基本とし、例えば、教科書にある作品などを再読して感想を書いたり、日常生活の中で関心のある事柄について意見文を書いたりする。
- このほか、例えば本や新聞、雑誌、各自治体が作成している教材や問題集、各学校で採用している補助教材を活用することも考えられる。

【地理歴史】

- 授業で学習した内容を教科書等で振り返り、さらに調べてみたいことなどについて教科書等で調べたり、ノートに書き加えたりする。また、教科書の今後学習する部分を読み、疑問に思ったことをノートにメモしたり、教科書等で調べたりする。
- このほか、各学校で採用している補助教材の活用も考えられる。

【公民】

- 授業で学習した内容を教科書等で振り返り、さらに調べてみたいことなどについて情報を収集したり、ノートに書き加えたりする。また、教科書の今後学習する部分を読み、疑問に思ったことをノートにメモしたり、教科書等で調べたりする。
- このほか、各学校で採用している補助教材の活用も考えられる。

【数学】

- 生徒の学習状況に応じて、教科書のまとめの問題に取り組み、これまでの学習内容の習熟を図ったり、教科書の発展的な問題に取り組み、これまでの学習内容について理解を一層深めたりする。
- このほか、各学校で採用している補助教材の活用も考えられる。

【理科】

- 学習した内容や自分の学び方を教科書やノート等で振り返り、気付いたことや今後調べてみたいことをノート等にまとめるなどして、学習内容についての理解を深めたり、新たな問題を見いだしたりする。

【保健体育】

○体育については、授業で学習した内容で、家庭でも安全に行うことができる運動を行ってみる（例：体を伸ばしたりほぐしたりする手軽な運動、リズムに乗って体を動かす運動、縄跳びなど用具を用いた運動、腕立て伏臥腕屈伸など力強い動きを高める運動 など）。また、オリンピック・パラリンピックを含め、スポーツの意義等について、教科書等を参考に考えたり、レポートにまとめたりする。

➤ 「体づくり運動」リーフレット（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/_icsFiles/afieldfile/2011/08/22/1306082_03.pdf

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/_icsFiles/afieldfile/2011/08/22/1306082_04.pdf

○保健については、教科書等を使って、授業で学習した内容を振り返ってみる。

➤ 健康な生活を送るために（高校生用）（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm

【芸術】

○音楽では、既習曲について復習したり、授業での学びを生かして、自分なりに表現を工夫して演奏したり、演奏に対する感想をノートに書いたりする。また、自分のお気に入りの音楽について、その音楽のよさや美しさなどに触れながら、その音楽の推薦文を書いてみる。その際、その音楽の特徴や背景などを理由に挙げるようにしてみる。

○美術では、教科書に載っている題材を家庭でできる範囲において自分なりに表現してみたり、身近なものを、多様な視点から見つめてスケッチやデッサンをしたりする。また、教科書に載っている作品などを鑑賞し、感じ取ったり、考えたりしたことをまとめてみる。

○工芸では、教科書に載っている題材を家庭でできる範囲において自分なりに制作してみたり、身近な工芸品などを、機能などに着目して多様な視点から見つめてスケッチをしたりする。また、教科書に載っている作品などを鑑賞し、感じ取ったり、考えたりしたことをまとめてみる。

○書道では、教科書に載っている古典等を家庭でできる範囲において臨書したり、古典等を踏まえた創作に取り組んだり、生活や社会の中で書の表現が生かされている書式等を工夫して表現したりする。また、教科書に載っている古典や作品を鑑賞し、感じ取ったり、考えたりしたことをまとめてみる。

【外国語】

○教科書やえいごネット（英語教材等を掲載するポータルサイト）からダウンロードした、小・中・高等学校段階の、聞く・読む・話す・書くの各教材の活用を図る。

➤ えいごネット（（一財）英語教育協議会）

<http://www.eigo-net.jp/>

【家庭】

○これまで学習したことを生かして、「ホームプロジェクト」として、ノート等にまとめてみる。

【情報】

○授業で学習したことを生かして、ポスターやWebページを作成したり、家中の身近なことを解決するプログラムを作成したりする。

○教科書を読み進めたり、インターネットで情報を検索することによって、将来の社会をイメージし、その社会で必要となる力とは何かを考えたり、まとめたりする。

【総合的な探究（学習）の時間】

○学校で取り組んでいる課題を踏まえながら探究に取り組んだり、レポート等にまとめたりする。

【特別活動】

○自ら生活や学習の目標や計画を立て、節度ある生活を送り、自己管理を行ってみる。

○家庭等での役割について考え、自ら取り組むことを決めて実践してみる。

2. 専門教科・科目（職業教科）

【農業】

○教科書や補助教材などを使って授業内容の振り返り学習を行うことで、理解した知識の定着を図る。

○これまでの実習等を振り返り、データの整理やまとめを行ったり、ホームプロジェクトに関するレポートを作成したりする。

【工業】

○教科書や補助教材などを使って、これまでに学習した内容についてまとめ直

すなどして振り返り、新たな課題を見いだすとともに科学的な根拠に基づき解決策を考えてみる。

- これまでに提出した実習等のレポートなどを使って、新たに気づいたことから、課題を見出すとともに科学的な根拠に基づき解決策を考えてみる。

【商業】

- 生徒の学習状況に応じて、教科書や補助教材の復習問題に取り組み、学習内容の振り返りを行ったり、新たな問題に挑戦し、習熟を図ったりすることにより、学習内容について理解の深化を図る。
- 学習内容で興味・関心の高いテーマを選定し、新聞、放送、インターネット等を活用して情報を入手し、レポートを作成するなど、主体的に考察したり、まとめたりする学習活動を行ってみる。

【水産】

- 教科書や補助教材などを使って授業内容の振り返り学習を行うことで、理解した知識の定着を図る。
- これまでの実習等を振り返りレポートを作成し、身に付けた技術の活用についてまとめたりする。

【家庭】

- 教科書等を使って授業内容の振り返り学習を行う。
- これまでの実習等を振り返り、データの整理やまとめを行ったり、学習したことを生かしてホームプロジェクトに関するレポートを作成したりする。

【看護】

- 教科書や補助教材などを使って授業内容の振り返り学習を行うことで、理解した知識の定着を図る。
- 実習レポート等の見直しによって学習の振り返りを行ってみる。また、社会や家庭生活において健康を保持するために必要なことについて、これまで学んだことや自分の経験、様々な媒体から得た情報などを活用しながら考察し可能なことについては自ら実践するとともに、医療者の役割について考えまとめたりする。

【情報】

- 教科書や補助教材などを使って授業内容の振り返り学習を行ったり、教科書を読み進め、インターネットや本などの情報もあわせて、将来の社会に必要な

力についてまとめたりする。

- プログラミングやデジタル作品の制作など、これまでの実習等を振り返って改善点を見出したり、新たなものを制作したりする。インターネットを介して互いに評価したり、協働して制作したりすることも考えられる。

【福祉】

- 教科書や補助教材などを使って授業内容の振り返り学習を行うことで、理解した知識の定着を図る。
- これまでの実習等を振り返りレポートを作成したり、介護記録をもとに介護過程の作成や実習目標・計画等についてまとめたりする。



(参考資料)

元文科初第1585号

令和2年2月28日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の長
厚生労働事務次官

文部科学事務次官

藤原 誠



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省としても、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。), 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。), 特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては, 本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間, 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いします。

なお, 臨時休業の期間や形態については, 地域や学校の実情を踏まえ, 各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際, 卒業式などを実施する場合には, 感染防止のための措置を講じたり, 必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として, 下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ, 人の集まる場所等への外出を避け, 基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても, 咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって, 学習に著しい遅れが生じることのないよう, 可能な限り, 家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって, 弾力的に対処し, その進級, 進学等に不利益が生じないよう配慮すること。なお, このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は, そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり, 文部科学省としては, 公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえることとしており, 必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等により教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒(以下「幼児児童生徒」という。)には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)」(令和2年2月19日事務連絡)を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないよう、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること

初等中等教育局 財務課（内2038）

○公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること

初等中等教育局 財務課（内2588）

○障害のある幼児児童生徒に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）

○高等学校等の入学者選抜に関すること

初等中等教育局 児童生徒課（内3291）

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

元文科初第 1598 号
子発 0302 第 1 号
障発 0302 第 6 号
令和 2 年 3 月 2 日

都 道 府 県 知 事
都道府県教育委員会教育長
指 定 都 市 市 長
指定都市教育委員会教育長
各 中 核 市 市 長 殿
附属学校を置く国公立大学法人の長
文部科学大臣所轄学校法人理事長
構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
文部科学省総合教育政策局長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長
厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した
放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について (依頼)

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示され、小学校等については、現に感染が拡大していない地域においても、感染のリスクを予防する観点から、文部科学省から臨時休業を要請したところです（令和2年2月28日付け元文科初第1585号文部科学事務次官通知）。

これに伴い、政府として、企業等に対して、子どもを持つ従業員が休暇を取得

できるよう配慮をお願いしているところですが、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもについて、特に小学校低学年の子ども等については、留守番が困難な場合や、保護者が休暇を取得することが困難な場合も想定されることから、放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）や放課後等デイサービス事業は感染の予防に留意した上で原則として開所していただくこと等について依頼してきたところです。しかし、ふだん以上に子どもが来所することにより、必要な体制が十分確保できない可能性があることから、このたび、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、子どもの居場所の確保を図るための取組方策等を下記のとおり整理しましたので、各位におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知を図るとともに、子どもの居場所の確保に尽力されるようお願いいたします。

また、都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本通知を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方公共団体については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第48条第1項の規定に基づく指導・助言であることを申し添えます。

記

1 子どもの居場所確保に向けた取組方策

今回の臨時休業に際して、保護者が休暇を取得するなどの協力が必要であるが、保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもについて、特に小学校低学年の子ども等については、留守番が困難な場合や、保護者が休暇を取得することが困難な場合も想定される。そうした場合に備え、子どもの居場所確保に向けた体制を確保する観点から、以下の取組を推進されたい。

(1) 子どもの居場所確保に向けた人的体制の確保

①放課後児童クラブ・放課後等デイサービス（以下「放課後児童クラブ等」）

という。)の業務に教職員が携わることについて

学校の教職員が日常的に放課後児童クラブ等の業務に携わることは想定されないところであるが、今回の臨時休業に際して人的体制を確保するに当たっては、教職員の職務である教育活動等の一環として、各教育委員会等の職務命令に基づいて放課後児童クラブ等における学習指導や生徒指導等に関する業務に携わることは可能である(令和2年2月28日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡参照)。

また、教員については、教員としての身分のまま放課後児童クラブの業務に携わる場合であっても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準附則第2条に規定する「平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者に該当するもの」として、放課後児童支援員の要件を満たすものとして差し支えなく、同令第10条第2項に規定する補助員とすることも差し支えない(令和2年2月29日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡参照)。なお、教員免許状を有しない職員が職員としての身分のまま放課後児童クラブの業務に携わる場合であっても、同令第10条第2項に規定する補助員として差し支えない。

また、放課後等デイサービスに置くとされている児童指導員について、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条第9号においては、「教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの」とされており、本件対応に当たる教員はこの要件を満たすと考えられる。

については、今般の措置に伴う社会的要請の高さに鑑み、福祉部局と教育委員会等が連携し、以下の取組を促進すること。

- ・放課後児童クラブ等を運営する法人間での連携や市町村における放課後児童クラブ等関係団体への協力要請を通じた人材確保
- ・放課後児童クラブ等の業務に教職員が携わることによる子どもの居場所の確保

なお、学校の教職員については、学校が臨時休業中であっても様々な業務が想定される場所であり、例えば、学級を担任する教師にあっては、当該学級の児童生徒への連絡や家庭訪問など、通常では行わない業務等があるため放課後児童クラブ等の活動に携わることが困難であることが一般的に想定され、学級を担任する教師以外の教師、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等について各地域や学校の実情に応じて分担して放課後児童クラブ等を支援することが考えられるところであり、個々の教職員の

業務負担を踏まえた上で、適切に御検討いただきたい。また、②のように学校において子どもの居場所を設ける場合には、②の業務による負担を踏まえた上で、放課後児童クラブ等への支援について御検討いただきたい。

②学校において子どもを預かることについて

今般、臨時休業を行うよう、各教育委員会等に要請したところではあるが、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではなく、学校において、以下のように柔軟に対応することも可能である。各学校の設置者においては、こうした各学校における取組に向けて、感染の予防に留意した上で、必要な対応を行うこと。

- ・放課後児童クラブを利用する児童や保護者のやむを得ない事情により自宅で過ごすことが困難な小学校低学年の児童を対象に、通常の授業時間の範囲内において学校に受け入れ、自習、校庭や体育館での活動等を実施
- ・地域住民等の参画を得て行う「放課後子供教室」も活用し、子どもの居場所を確保

また、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒に関しては、令和2年2月28日付け元文科初第1585号文部科学事務次官通知を踏まえ、各教育委員会等においては、自宅等において一人で過ごすことができない幼児児童生徒について、例えば、

- ・福祉事業所等における受入れ準備が整うまでの間、幼児児童生徒のうち、受入れ先がない者については、学校施設で受け入れる
- ・やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合、スクールバスや給食等、必要な対策を行った上で、学校において預かる対応をとる

などの対応が行われている。

こうした対応も参考に、自宅等において一人で過ごすことができない特別支援学校等に在籍する幼児児童生徒の居場所の確保について、引き続き適切に対応すること。

(2) 学校の教室等の活用

今般の臨時休業に伴い、従来の放課後児童クラブの利用児童数よりニーズが高まることが考えられることや、密集性を回避し感染を防止すること等から、

一定のスペース確保が必要である。については、これまでも「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日付け30文科生第396号、子発0914第1号文部科学省生涯学習政策局長、初等中等教育局長、大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知)等に基づき、学校施設の活用を促進してきたところであるが、今般の臨時休業に伴い、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要であり、積極的に施設の活用を推進すること。

なお、放課後等デイサービスについても、今般の臨時休業に伴い、従来の利用児童数よりニーズが高まることが考えられる。また、密集性を回避し感染を防止すること等から、一定のスペース確保が必要である。今般の措置に伴う社会的要請の高さに鑑み、放課後等デイサービス事業所が学校施設を活用してサービスを提供した場合についても報酬を請求することを認めるので、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合は、積極的に施設の活用を推進すること。

(3) (1) 及び (2) を通じた留意事項

- ・児童生徒等が利用する施設については、児童生徒等の安全を確保する観点から、別紙資料等を参照し、衛生管理に十分留意すること。その際、消毒液の確保等、衛生管理について関係者が連携して取組を行うこと。
- ・家庭や地域の実情を踏まえ、施設を利用する児童生徒等に対して学校給食などの昼食を提供することも考えられること。

2 放課後児童クラブに関する財政措置

今般の対応に伴い、追加で生じる放課後児童健全育成事業にかかる費用については、内閣府計上の令和元年度子ども・子育て支援交付金において、

- ・小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合

1日当たり 10,200円

- ・小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合

1日当たり 36,000円

の加算を創設し、保護者負担は求めず、国庫負担割合を10/10として補助することとしている。

交付要綱や申請手続き等については追って厚生労働省等より連絡するが、こうした財政措置も踏まえ、各位におかれては積極的に取組を推進されたいこと。

3 放課後等デイサービス事業所の対応

「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」（令和2年2月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において、

- ・幼児児童生徒の受け入れに当たっては、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能とすること
 - ・臨時休業日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合にあっては、休業日扱いで基本報酬を算定してよい取扱いとしていること
- をお示ししており、各位におかれては、これらの取扱いも参考にすること。

4 子どもの居場所確保に関する状況の把握の協力について

今般の臨時休業に伴い、従来の放課後児童クラブ等利用児童数よりニーズが高まることも考えられ、政府としても、今般の臨時休業に伴う負担軽減のため支援を行うこととしており、柔軟な対応が必要なこと等に鑑み、都道府県等に対し、実施場所、実施時間、利用者数などの状況の把握を行うことを予定しているため、各都道府県等福祉部局及び教育委員会等におかれては予め御了知いただくとともに、今後御協力いただきたいこと。

5 その他

必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を連絡する場合があります。

<本件連絡先>

○放課後児童クラブ等の業務に教職員が携わることについて

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課（03-5253-1111（内4966））

文部科学省 初等中等教育局 財務課（03-5253-4111（内2588））

○学校において子どもを預かる際の衛生管理について

文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課（03-5253-4111（内2976））

○放課後子供教室について

文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課（03-5253-4111（内2005））

○特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒について

- ・放課後等デイサービス事業所における対応に関すること

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（03-5253-1111（内線3072, 3102））

・特別支援学校等学校における対応に関すること

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 (03-5253-4111 (内線 3193))

○学校の教室等の活用について

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課 (03-5253-4111 (内
2464))

○子供の居場所の確保に係る衛生管理について

臨時休業の実施に際して、学校施設等において児童生徒を預かるなどの措置を講ずる際には以下の事項に留意してください。

1 基本的な感染症対策の徹底

手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）などの基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。

2 環境衛生管理の留意事項

①教室等における児童生徒同士の距離の確保及び接触の回避

教室等において、座席間を離して配置し、1m以上離して交互に着席するなど、できる限り児童生徒同士の距離を離すよう配慮するとともに（図参照）、不要な接触は避けるよう指導する。

②適切な環境の保持

教室等の適切な環境の保持のため、1時間に1回（5～10分）程度窓を広く開け、こまめな換気を心がけるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めるよう適切な措置を講ずる。

③教室等の清掃

教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行う。

例）次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する場合の注意点

次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度 0.05%～0.5%）で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。

漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約 5%）を用いる場合、原液 25 mL（漂白剤のキャップ1杯）を 2 L の水で希釈する（約 0.06%の希釈液）。

3 昼食をとる際の留意事項

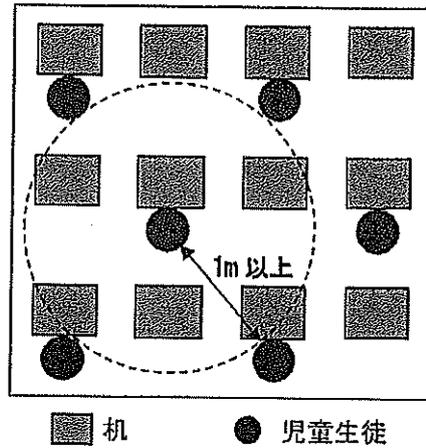
①食事前の手洗い等の徹底

食事の前の手洗いを徹底するとともに、必要に応じてアルコール等による消毒を行うなど、指導を徹底する。

②昼食時の児童生徒の配置について

昼食時においても、その他の時間同様、できる限り周囲との距離を離すとともに、不要な接触を避けるよう指導する。

図：座席配置のイメージ



咳エチケットを行っていない場合、くしゃみや咳のしぶきは約 2 m の距離まで届くため^{1,2}、咳エチケットを行った上で、児童生徒同士の距離を 1 m 以上保つように座席を配置する²。

- ¹ 厚生労働省動画チャンネル (YouTube)
「マスク着用の重要性 (インフルエンザをうつさないために)」
https://www.youtube.com/watch?v=9Mkb4TNT_Cc
- ² 東北医科薬科大学病院感染症制御部・仙台東部地区感染対策チーム、新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック [第1版]
http://tmpuh.net/新型コロナウイルス感染症_市民向けハンドブック_20200225_1.pdf

事務連絡
令和2年3月2日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県・指定都市教育委員会社会教育事務主管課
各都道府県私立学校主管部課 御中
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
初等中等教育局教育課程課

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間における
学習支援コンテンツポータルサイトの開設について

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間における児童生徒の学習については、既に各設置者及び学校において、学校及び児童生徒の実態等を踏まえた家庭学習の取組等を行っていただいているものと承知しています。

この度、文部科学省において、臨時休業期間中の児童生徒の学習の支援方策の一つとして、公的機関等が作成した、児童生徒及び保護者等が自宅等で活用できる教材や動画等を紹介する「臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト（通称「子供の学び応援サイト」）」(https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)を開設しました。

臨時休業期間中の学習と学校教育の関係については、まずは、各設置者及び学校において、学校及び児童生徒の実態等を踏まえた適切な教材を提供していただくことが重要です。その上で、必要に応じて、各設置者及び学校等から、本サイトの情報のうち必要だと考える部分を、児童生徒及び保護者、その他臨時休業期間中の児童生徒の生活や学習を支えておられる方々等に周知し、御活用いただきますようお願いします。なお、本サイトに掲載するコンテンツは今後充実する予定です。

各都道府県教育委員会におかれては、このことを所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び社会教育施設並びに域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校及び社会教育施設に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、所管の附属学校に対し、厚生労働省におかれては、所管の高等課程を置く専修学校に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

TEL: 03-5253-4111

(内線: 2092)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程企画室

TEL: 03-5253-4111

(内線: 2367)

